

## 仙台地方裁判所委員会（第22回）議事概要

### 1 開催日時

平成24年10月31日（水）午後1時30分～午後3時30分

### 2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

### 3 出席者

（委員） 氏家 悟，大淵憲一，官澤里美，北園 宏，熊谷睦子，  
今野 薫，齊木教朗，斎藤紀昭，鈴木素雄，高橋弘子，  
田村幸一，福富哲也，三浦絢子，武藤伸子，山口英幸  
（50音順，敬称略）

（説明者） 佐藤事務局長，小野民事首席書記官，  
大内刑事首席書記官，浅井事務局次長，  
柴山民事次席書記官，住澤刑事次席書記官，  
高橋総括主任書記官，小林裁判員調整官

（庶務） 木村総務課長，小抜総務課課長補佐，  
平塚総務課広報係長

### 4 議事等（委員長，委員，説明者）

#### (1) 裁判員等選任手続について

ア 裁判員等選任手続の体験，裁判員裁判用施設見学

イ 意見交換

裁判長から裁判員候補者に対する集団質問の際，検察官や弁護人も並んでいたが列席する必要があるのか。

質問手続には，検察官や弁護人も出席することが求められている。

呼出状の注意事項のところに過料についての記載があるが，仙台地裁で，実際に過料の手続をとったことはあるのか。

ない。

辞退理由の中で，「事業における重要な用務」というものがあつたと記憶しているが，実際はどのくらい認められているのか。

仕事の関係で辞退を希望される方については，例えば，事業所の人数が少なく，その人がいないと事業に著しい損害が出るような場合であれば広く認められているようである。

ある裁判所で期間が100日間の裁判員裁判があつた。その事件の辞退率は

7割だったと聞いている。仙台地裁で行われた裁判員裁判で辞退率が一番高かったのは何割か。また、仙台地裁の裁判員裁判では、昼の休憩時間に自由に外に出られないということを経験者から聞いたことがあるがそれは事実か。

正確な割合は把握していないが、一般論として申し上げると、審理の期間が長ければ、おおむね辞退率は上がる傾向にあり、また、時期によっても、例えば3月や12月などの繁忙期には辞退率は上がる傾向にある。なお、昼の休憩時間の外出について特に制限はしていない。

審理期間が長い場合、辞退率は上がる傾向があるとのことだが、選任手続における個別質問の時間も長くなるのか。

辞退希望に対する判断は、選任手続当日だけに行うものではない。裁判員候補者が選任手続期日前に提出した質問票に基づき判断する場合もある。したがって、選任手続当日になって辞退を希望する方はこれまでそれほど多くはなかったため、個別質問の時間も長くはならなかった。

呼出状を受け取った段階では、どのような事件なのかは分からない仕組みになっているが、心理的な面から事前に分かった方がよい。

事前に事件の内容についてお知らせすると、例えば、「殺人事件だったら、裁判員の選任手続に行くのを止める。」などの消極的な行動を招くおそれがあるかもしれない。また、事件情報はできるだけ事前にはオープンにしない方がよいとの考えもあって、現在の取扱いになっている。

仙台地裁に限らないが、辞退者が増えると裁判員に選ばれる方に偏りが出てくるのではないか。

裁判員制度のホームページにおいて、全国の裁判員等経験者に対するアンケートの調査結果を公開しているが、年齢や職業などについて、偏りはみられていないものと思われる。

アンケートの中に介護と育児の項目があるが、これは何のためにあるのか。

裁判員候補者の方の多様なニーズを把握し、その負担を軽減する方策を検討できるように、このような項目を設けている。

事前に送付される資料は多すぎると感じる。

ディスプレイを使用した説明は非常に分かりやすかった。なお、画面に表示した各種書面を改訂した場合には、それを直ちに反映させるよう配慮されたい。

震災前の犯罪の件数と震災後の犯罪の件数はどうなっているのか。

裁判所としては承知していない。

裁判員等選任手続について、大変貴重な御意見をいただいた。裁判員等選任手続の今後の運用について、参考にさせていただきたい。

(2) 民事調停手続について ～調停制度90周年を迎えて～

## ア 民事調停手続について

民事調停手続の概要及び事件動向などについての説明

## イ 意見交換

弁護士や認定司法書士が調停申立人の代理人になるケースはあるのか。

以前は本人申立てがほとんどであったが、最近は弁護士の数が増加していることや認定司法書士に代理権が付与されたということもあり、弁護士や認定司法書士が調停申立人の代理人となるケースが増加している。

調停の目的は、お互いに譲り合って条理に基づいて円満な解決を図る、ということだと思うが、弁護士は、これは勝てるという場合には、調停ではなく訴訟を勧めるのではないのか。調停を勧めるのはどういう場合なのか。

裁判では解決できないものもある。また、裁判を起こせば勝てる見込みのある事件であっても、判決で白黒付けてしまうと双方にしこりが残ったり、お金を払えという判決が出て、相手が任意に払ってくれない場合もある。そうなるよりは、お互いのためによいと考えて、円満解決を図るために調停を選択することもある。

調停において円満に解決するためには、そもそも相手方が出席してくれないと話合いができない。裁判所から呼出しを受けただけで反発して怒る人もいるので、裁判所から相手方に届く書類が円満解決のためには非常に重要になってくる。そこで、本日、調停において相手方に送付する書類一式を机上配布した次第である。これを見ると、調停の制度について非常に丁寧に説明してあるが、「呼出し」というのは堅いと感じる。また、裁判員候補者の呼出しの書類には「様々様・お越してください。」となっているのと比べると、調停における呼出しの書類には「殿・出頭してください。」と記載されており、堅いと感じる。

裁判員裁判における書類は、カラフルなものを使用するなど、力の入れ具合も違うと感じる。

私どもも裁判所を利用する場合があるが、相手の方から、裁判所から届いた書類の意味が分からないということを言われる場合がある。机上配布の「はじめにお読みください。」と題する書面についても、もっと分かりやすくできるのではないか。

貴重な御意見として承る。裁判所としても、県民の皆様が利用しやすく、使い勝手のよいように民事調停手続の運用をしていきたいと考えている。

## 5 次回期日等

- (1) 次回期日 平成25年5月15日(水)午後1時30分
- (2) 場 所 仙台地方裁判所第5会議室
- (3) テーマ 未定